

総行行第43号
国土入企第34号
平成25年3月8日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について

日本経済再生のためには、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）及び平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算の迅速かつ着実な実行が重要です。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされているところです。また、「契約価格の適正化、人材不足への対応等」により、「公共事業の円滑な施工確保」に取り組むこととされております。

各地方公共団体におかれては、前記「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総行第126号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、迅速かつ円滑な施工確保を図っていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 入札手続き期間の短縮・発注業務の効率化等について

入札・契約手続の実施に当たっては、透明性及び公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為を前倒して行うことや、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化等により、事務の改善及び効率化に努めること。

2. 契約価格の適正化について

(1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（平成25年2月6日付け国技建第7号）」のとおり、国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところであるので、これを参考として、適切な運用に努めること。

(2) 予定価格等の事前公表の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が

生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

(3) いわゆる歩切りの排除について

いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

(4) 低価格入札調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、低価格入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

3. 技術者の専任等に係る取り扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

4. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針及び平成24年6月22日に閣議決定された「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き

続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

5. 資金調達の円滑化について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

6. 就労環境の改善について

公共工事の増加に伴い、建設労働者の勤務時間の増加、工期延長に伴う資金不足による賃金支払いの遅延等の就労環境の悪化が懸念される所であり、また、2月26日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払いが行われることが重要であることに鑑み、適切な工期の設定や柔軟な設計変更、前払金・中間前払金の活用などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

また、国土交通省直轄工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、現場管理費率式の見直しを行い、平成24年4月1日から適用しているが、貴団体発注工事においても同様の見直しを行うことにより、建設労働者にとって最低限の福利厚生であり法令上の義務である社会保険等への加入促進を図ること。

7. 発注者協議会等の活用について

上記のほか、公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けて必要な事項については、適宜、発注者協議会等の場を活用して協議等を行うこととしているので、適切に対応すること。

8. 資材不足等への適切な対応について

公共工事の増加に伴う、建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に収集するとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、建設業団体、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。